平成２６年（フ）第８８７８号
千葉県千葉市稲毛区山王町405番地13
破産者　株式会社アシストロジ
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８７９号
千葉県富津市佐貫635
破産者　石井　一幸
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９２５０号
東京都八王子市七国４丁目18－５
破産者　大岡　みほ（旧姓藤川）
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９２６５号
東京都新宿区原町１丁目40－１－407
破産者　梁　　碩元
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９５５９号
埼玉県所沢市東所沢和田２丁目25―17―107
破産者　野村　徳男
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９５６３号
東京都昭島市緑町４丁目４－18―303
破産者　笹渕　健司
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９５９２号
東京都多摩市乞田1437－１－301
破産者　計良　恭介（旧姓伊藤）
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９６２５号
東京都品川区西大井５丁目１番10号
破産者　株式会社富士見製作所
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９６７０号
東京都北区滝野川１丁目18－１
破産者　木津　　隆
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０３７５号
京都府京都市山科区勧修寺西金ケ崎254　エステートビル１階、商業登記簿上の本店所在地京都府京都市伏見区醍醐鍵尾町１番地53
破産者　株式会社スマイルトレーニングインターナショナル
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０３７６号
神奈川県茅ヶ崎市今宿811－１－102
破産者　川野　伸一
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０３７７号
神奈川県茅ヶ崎市今宿811－１－102
破産者　川野　美和
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０７１５号
東京都豊島区長崎２丁目28番９号　エスポワール・工藤101号
破産者　株式会社バージョンアップ
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０７１６号
東京都豊島区長崎２丁目28－９－101
破産者　富本仁樹こと　文　　仁樹
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０７３３号
東京都練馬区旭町２丁目11―11―204
破産者　西坂　幸浩
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０７４０号
茨城県鹿嶋市長栖1879―245　ラフォーレ北航路203号室、商業登記簿上の本店所在地茨城県神栖市砂山1014番地359
破産者　株式会社ツバサ
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０７４１号
茨城県神栖市神栖３丁目１－11　第62平成コーポＣ－101
破産者　浅野　淳一（旧姓木戸）
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０７４２号
宮城県仙台市若林区六丁の目中町20―11、商業登記簿上の本店所在地宮城県仙台市宮城野区中野字牛小舎23番地の37
破産者　有限会社菅野工業
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０７４３号
宮城県仙台市若林区六丁の目中町20―11
破産者　菅野　清悦
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０７４４号
神奈川県中郡二宮町中里989番地１　ロイヤルヴィラ１階
破産者　株式会社勝
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０７４５号
神奈川県中郡二宮町中里２丁目６－３
破産者　尾上　知裕
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０７４６号
山梨県甲府市国玉町896番地１　プレステージＦＲＳ・Ｂ101
破産者　有限会社らいふはあねす
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部